

平成26年9月9日（火）

（午後3時25分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番13、2番 坂本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）通告に従いまして一般質問を行います。今回は2項目です。

まず1項目め、市長の政治姿勢を問う。

市長は、6月議会で、政治信条は現場主義、市民協働、誠実・公平・奉仕、政治スローガンは市民の最大多数の最大幸福であると述べられました。

市長の政治信条の中で、日本国憲法はどの位置づけられていますか。また、市民の最大多数の最大幸福は、平和であってこそだと思えます。

安倍内閣は、集団的自衛権の容認を閣議決定しましたが、関連法案は来年です。今、集団的自衛権容認の閣議決定撤回の声を上げるときではありませんか。

2項目めです。介護保険について。

まず1番。介護保険制度は、高齢社会に適切に対応し、家族介護を解決、社会全体で介護を支えるための社会保険制度として、平成12年4月から開始されました。3年ごとに介護保険料が見直され、平成27年度からの介護料は、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会で審議されます。

現在の月5,750円も高過ぎる、引き下げてほしいという声が聞こえてきます。これ以上の値上げは耐えられないところまで来ていると思いますが、どうお考えですか。

2番目、地域における医療及び介護の総合

的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が、本年6月18日に成立しました。要支援の人が利用する通所介護、訪問介護について、全国一律の基準で運営される介護給付によるサービスは廃止され、市町村が独自に実施する新たな介護予防・日常生活支援総合事業として、代替するサービスが行われることとなります。

平成27年度から移行を開始し、平成29年4月までに、全市町村で実施させるとしています。市町村独自の新たな介護予防・日常生活支援総合事業となれば、住んでいる場所によってサービスの水準に違いが出てきます。

中央社会保障推進協議会が昨年末行った自治体アンケートでは、要支援者の自治体事業への移行について可能と答えた自治体は17.5%にとどまりました。橋本市ではどうしていくのか、質問を行います。

①本市では、代替するサービスがあるのかどうか。これからつくっていくのかどうか、お伺いします。

②移行するまでの間のサービスはどうなるのですか。

③本市として、現在のサービスを低下させない、利用者の負担を増やさないとお考えですか。

以上です。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君の質問項目1、市長の政治姿勢に関する質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）阪本議員の質問にお答えします。

私の政治スローガンは、市民の最大多数の最大幸福であります。そのことを達成するため、日々課題に取り組んでいるところです。

私は、選挙公約で、憲法については特に触れていませんが、日本国憲法は我が国の最高法規であり、その憲法を尊重していくのは当然のことと考えています。日本国憲法の基本原理は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義であり、我が国が世界でリーダーシップを発揮していくためにも、大切にしていきたいと思います。特に基本的人権の尊重は、市町村が行う業務に関係する部分が多々あり、特に重視をしています。

また、議員が言われるように、平和があってこそ、市民の最大多数の最大幸福があるというのも、そのとおりであると思います。

しかし、集団的自衛権の議論とは少し視点が異なるのではないかと思います。国際情勢を見てみますと、各地で紛争が多発し、21世紀が過去に比べて平和になったとはとても言えません。我が国の平和を守るためには、やはりアメリカとの協調関係を中心に考える必要があるというのが、一般的な考えとなっています。

どの国にも、個別的自衛権と集団的自衛権があるというのは通説であり、アメリカとの関係を重視し、個別的自衛権から集団的自衛権へという考え方も、一つの考え方です。確かに、集団的自衛権容認の閣議決定には反対も多いことは、承知をしております。政府が関連法案の提案を来年に行うということは、この件に関して慎重に行うということの姿勢のあらわれでもあり、私としても、この問題は今後十分国政の場で議論をいただきたいと考えています。

防衛問題は、外から得られる専門的な情報も少なく、地方の首長にとってなかなか判断しにくい問題です。国政での活発な議論に期

待いたします。そして、我が国にとって最も良い安全保障政策を構築していただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君、再質問ありますか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）もっと短い答弁かと思っていたら、たくさん答えていただきまして、ありがとうございます。

憲法について言えば、市長が言われたように、本当に尊重するのは当然のことですし、憲法を市政に生かすという大上段に構えるのでなくても、やはり先ほど言われたように、基本的人権の重視、またほかにも憲法第15条第2項の全て公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。それと、第25条の生存権、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。また、第92条、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定めると、憲法では定められているんですけども、やはり何か新しいことをするとき、また政策を決めていくときに、こういうのも基準といいますか、根本に置いてやっていくということが大事であると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）阪本議員の質問にお答えします。

まさにそのとおりやと、私も思っています。先ほども申しましたように、憲法は遵守していくという基本姿勢は、そういうふうに常々思っていますし、公務員も憲法上、今おっしゃられたとおりやと思います。決して、日本国憲法を軽々しく思っているんじゃないで、わかっていたきたいのは、一市長として、集団的自衛権の件ですけども、それでもやっ

ぱり国のほうで決められれば、法律が決まれば、それを遵守していくということは、私の責務やと思います。

私も孫もできまして、この孫を戦争に巻き込むようなことはあってはいけないと思っていますので、平和というのも大事にしていきたいと思っていますので、ご理解よろしくお願いします。

○議長（石橋英和君） 2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）平和も大事なんです、憲法の立場に立って、いろいろと防衛のこととか外交のこととか、それは国で考えることだという議論もあるんですけども、やはり市民の安全とか暮らしのこととかを考えたときに、確かに国がいろいろなことを決めるし、国会で法律は決めていくんですけども、やっぱりそれに対して、市民の立場から国に意見を上げていくということは、すごく大事なことだと思うんです。そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（石橋英和君） 市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）まさにそのとおりやと思っています。ただ、確かに問題になることに関しては、橋本市としても、あるいは市議会としても、どんどん意見書を上げていただいて、それが少しでも改善できるということには、積極的に取り組んでいきたいと思っています。

先ほど高本議員からも、コミュニティバスと路線バスの問題が出ていましたけども、これ、将来的なことを考えたら、民間とコミュニティバスをセットするような、一緒に取り組めるような法改正というのを、逆に国に対して物申すという形を考えていく。今橋本市で起こっている問題について、非常に難しい側面があるのであれば、国に対して法の部分は改善してくださいということは、私はどん

どん言っていきたいと思いますし、人権の問題もそうやと思います。そういう問題に関しても、国に対して、国会議員に対して、こういうことが橋本市で困っているんで、こういう人権擁護の関係の取り組みをしてくださいよというのは、どんどん取り組んでいきたいと思いますから、ぜひ市議会の皆さんもご協力いただきたいと思います。

○議長（石橋英和君） 2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）地域の中でとか、高齢の方とお話をしていましたら、集団的自衛権の閣議決定に対してといたしますか、この間の国会での様子とかを報道で聞いた方たちから、また昔の、自分たちが小さいときなり、経験した戦争の時代に入っていくのではないだろうか、大変不安な声というのは、たくさん聞いているんです。また、高校生をお持ちのお母さんたちの間では、徴兵制がひかれるのではないかとということが話題になっている。こういう話も聞いております。

やっぱり平和の問題というのは、大変重要な問題だと思いますし、集団的自衛権についてでいえば、いろいろな考え方もあるかと思うんですけども、ただ、今まで歴代の内閣、政府も、この集団的自衛権については憲法9条があるので認められないと、ずっと正式に言われてきたわけです。それが、安倍内閣になって、閣議決定で憲法の解釈を変えるといえますか、憲法9条があってもこれはできるんだと解釈が変わってきて、私からすれば、憲法という国の最高法規を変えるのに、一内閣が閣議決定で変えることができる。そのこと自体、許されるのかというのをすごく思うんですけども、これについてもいろいろ、学者の中でも諸説いろいろあるんで、どれがどうってはっきりとは、市長の立場からいえば言えないかもしれないんですけども、やっぱりすごく大きな問題だと思いますし、ま

た今まで集団的自衛権を使って、自衛権が行使されたのは、ベトナム戦争であるとかアフガン戦争、結局、戦争を始めるための口実に、今まででいえばなっけてきています。

日本は、今まで憲法9条で戦争、武力の行使を放棄してきているわけで、今までずっと戦後69年間、他国の人に対して武器を向けてはこなかった。また、自衛隊も海外に派遣はされても、殺しも殺されもしてこなかったという歴史があつて、そういう中で、いろんなところでNPOとか何とかでボランティアで、世界中で活躍されている方も、憲法9条があるから現地でも信頼もされ、いろんな活動ができてきたんだということも言われております。

それと、橋本市は都市宣言を三つしております。人権擁護都市宣言、核兵器廃絶平和都市宣言、世界連邦平和都市宣言、こういう都市宣言をしている市としても、やっぱり平和に向けての発信というのはしていかないとはいけないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）大変難しい質問をいただきましたけれども、私も平和を守っていくという精神には、阪本議員と一緒にです。ただ、やっぱり世界的な流れの中で、中国の脅威であるとか、北朝鮮の脅威であるとか、実際に以前に比べて非常に緊迫した状況というの、確かに変わってきていると思います。

もう一つ、PKOでも派遣されたときに、逆に言うたら自衛隊は自分の身を守るすべがないわけですよ。交戦権がないんで、相手が機関銃、大砲で打つてきても、ピストルしか返していけないという自衛隊の皆さんの命をそしたらどう守るんよという問題も、実は隠れているのかなと思っています。

先ほども言いましたように、やはりこれは国会議員がしっかりと議論をしていただくということが大事やと思うんです。なんか今の自民党も強引なやり方もありますし、閣議決定で決めるということ自体、私も若干疑問を持っていることも確かです。でも、これは法律を決めるのは、立法の府ですから国会なんです、どうも国会議員の議論を見ていまして、野党の皆さんも、結局反対という議論が多くて、本当に平和を守っていくためには何がしていくんやという、もう少し、国会議員の人自体がもっと真剣に議論をしていただいて、集団的自衛権の問題もそうですし、秘密保護の関係の法案もそうやと思うんですけれども、本当に国会議員が真摯な態度で、逆にこれからの将来の子どもたちのために平和を守っていく、国を守っていくような議論をもっとしてほしいと思っています。

確かに自民党一強という国会の流れなんですけれども、それはやっぱり逆にいえば、自分が支持した国会議員に対して、もっと平和についてどういうふうに議論、こういう議論をしてほしいとかという働きかけもしていく必要があるんじゃないかと思ひます。

私も一市長なんで、決まったことは遵守していく立場にありますから、今後、私もいろんな国会議員の議論をしっかりと見ていきたいと思っていますので、非常に難しい答弁なんで、私も一応自民党籍を持っていますんで、あまりそういう問題について、この場でここまでは言い過ぎたのかなという気もしますけれども、実際に平和を守っていくという部分では大事なことやと思っていますし、ぜひ国民的議論が巻き起こるような取り組みというの、国民を挙げて取り組んでいく必要があるのではないかと思ひます。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）ありがとうございます。

今のお話を聞いていて、市政でも同じなんですけれども、やっぱり国民と一緒に、また市民と一緒につくっていくということであれば、情報の公開が一番根本になってくると思うんです。それは、今も言いましたけど、国も同じだし、本当のことを国も情報を発信してもらわないと、国民も議論もできないし、判断もできないということにもなりますので、その辺は情報の公開ということが非常に大事だなと思います。

ぜひ市のほうも、今までからもかなりの情報の公開をされていますけれども、今まで以上の情報公開、また市民の参加と協働というところで、ぜひよろしく願いいたします。

2番に移ります。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、介護保険に関する質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）まず1番目の介護保険料についてお答えします。

介護保険料については、介護給付費を賄うための財源として算定されています。介護サービス、介護予防サービスを使った場合、本人が1割を負担し、9割分の半分を国・県・市の公費で賄い、残りの半分は65歳以上の1号被保険者と40歳以上64歳までの2号被保険者の保険料で賄います。また、介護保険事業計画の見直しは3年に1度のため、3年間の給付費を推計し、それを賄えるように保険料を算定しています。

平成24年度からの第5期計画において、保険料基準月額を5,750円としましたが、平成24年度、25年度ともに、介護給付費準備基金を取り崩しての財政運用となっています。第5期最終年度となる本年度についても、同様に基金を取り崩しての運用となる見込みですが、たび重なる取り崩しによって基金残高は減少

しており、全額取り崩しても予算が不足する可能性もあります。その場合は、県の財政安定化基金を借り入れることとなり、その借入金は次期で返還することになりますので、保険料算定も、その分を含んでの試算となります。

認定者数、サービス利用者数が増加する中、給付費もその増加率以上に増加している状況ですので、第6期計画においても、保険料の上昇は避けられない見込みとなっています。なお、1号被保険者の保険料については、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行う観点から、標準段階を6段階から9段階に見直す案が国で検討されています。本市においては、現在9段階としており、今後、第6期計画について検討していくわけですが、国の方針を見ながら、できるだけ細やかな保険料設定を考えていきたいと思っています。

また、現在の保険料の調整率については、最大で50%となっていますが、今回この調整率を30%まで引き下げるとの案が、国より示されました。この案でいきますと、仮に保険料の基準額が上昇しましても、調整率が引き下げられることにより、低所得者への影響を抑制することが可能となります。

第6期介護保険事業計画については、団塊の世代が75歳を迎える2025年の給付量等を見据えた中長期的な事業計画策定が求められており、給付と保険料との調整を図りながら、慎重に検討を進めてまいりたいと考えています。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業についてお答えします。

平成26年7月28日に開催された全国介護保険担当課長会議において、ガイドライン案が示され、それを受け、8月11日に、和歌山県市町村介護保険担当課長会議が開催されたところです。

介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨は、市町村が中心となり、地域の実情に応じて、市民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすものです。

ご質問の代替サービスの考え方及び移行するまでのサービスについてですが、訪問型サービス、通所型サービスともに、既にサービスを利用しているケースで、サービス利用の継続が必要な場合については、市が現状のサービス提供事業所を事業者指定することにより対応することが可能になることが、ガイドラインに示されています。

また、それだけでなく、介護事業者等が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス等を具体化することになります。

既に実施されているボランティアにおける事業等については、行政が一方向的に押しつけるのではなく、介護予防・日常生活支援総合事業として実施できる事業であるかどうかなどを、関係者と協議を図ることを前提に、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会に提案していくこととなります。

なお、サービス内容、対象者とサービス提供の具体的な考え方、実施方法、基準等については、関係機関と協議を行い、日常生活支援総合事業を創意工夫の上、円滑に実施していきます。このように、具体的な事業内容を検討しつつ、介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期を定め、移行するまでの間においても、サービスを継続的に実施していきます。

現在のサービスを低下させない、利用者の負担を増やさないことはもちろんのこと、既

存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、ボランティアなど、地域の多様な主体を活用できるよう取り組んでいきます。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君、再質問ありますか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）それでは、1番の介護保険料について、再質問を行います。

先ほど高本議員も何度も言っていましたけれども、日本共産党橋本市委員会では、市民アンケートに取り組んでおります。まだ中間集計の段階なんですけれども、市政について望む優先すべき施策についてという問いをしております。32項目あって、その中から選んでいくというやり方なんですけれども、その中で、介護保険料の引き下げが3番目に多く、集計したうちの4割の方が、介護保険料の引き下げを求めているという結果が出ております。

ただ、アンケート回答者の7割が60歳以上の方ですので、高齢者の方は、どちらかというと介護保険料、今でも高く、引き下げてほしいということが、アンケートから出てきております。

介護保険が始まったときの基準額というのは、高野口町のほうはわからないんですけれども、旧橋本市では、2,653円、約2,600円でした。これは、全国平均は2,911円でしたので、橋本市は介護保険料が安いほうだったんです。それが、現在では基準額5,750円、全国平均は4,972円ですので、最初から比べたら2倍以上になって、なおかつ全国平均よりも高いという結果になっております。

介護保険が始まってから、この15年の間に、今、年金はどんどん引き下げられてきております。また、消費税は、この4月から8%に引き上げられたという状況の中で、今の基準

額5,750円、これ以上の値上げは耐えられないところにかけているというのが、実際ではないかと思うんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）非常にお答えが難しいんです。まさに保険料が高いというお声をたくさんお聞きしております。ただ、この保険料につきましては、答弁の中で冒頭申し上げましたとおり、いわゆる保険としてのサービス供給量見込み額を、第1号保険者、1万七千何人で割ってという、そこから積算する保険料でございます。基本的にはそういう考え方です。したがって、この1号被保険者の数というのは、増えてきております。平成22年が1万5,855人であったのが、平成25年には1万7,618人に増えてきております。当然認定者数も、実際増えてきております。介護保険というのは、介護認定を受けて初めてサービスが受けられる。この認定者数も増えてきております。それと、当然この給付費も実は増えてきております。結論から言いますと、そういう必要な費用をみんなで助け合っ、出し合っ、いっしょにいきましょうという考え方からいけば、やはり国庫負担はだんだん増えてくるしという話になってくるのかなと思います。

それと、先ほどアンケートのお話がありました。私が持っているのは多分同じ内容だと思うんですけど、基本的に一番多いのは、やはり介護サービスの量や内容というのは、もう現状のままでいいですよという方が一番多かったのかなと認識しております。

等々のことも含めて、今後、この策定推進委員会で検討していただくということになるかと思っております。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）介護保険料の算出の仕

方とかそういうのは、もうよくわかっているんです。そういう中で、介護保険料が高いということは、橋本市は比較的介護を受けている方も多いし、またサービスもいろいろあるということにもつながっていると思うんです。

ただ、介護保険制度そのものが、給付が増えれば増えるほど保険料が上がるという仕組みになっていますので、どんどんどこまで増えるのかというぐらいの、2025年には基準額で8,200円程度になるのではないかという資料もあるんですけども、言ってみれば、もうそこまでなってしまうと、介護保険制度そのものが破綻しているということになるのではないかなと思うし、今でも破綻に近い状態にあるのではないかなと。今の制度そのものでいくと、無理が生じるのではないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）当然そういうご議論もあろうかと思っております。ただ、そういう問題の範疇といいますのは、やはり社会保険という制度自体の範疇であって、実際、介護保険法改正になりまして、実は一部運用というんですか、収支のバランスをとるがためには、例えば片方で、高額者の方の自己負担額を1割から2割にするであるとか、制度自体の抜本的な改正の取り組みも、国のほうでされているという動きもあります。

それから、保険料に関しましては、答弁の中でちょっと申し上げましたけども、まだ具体案は出ておりませんが、いわゆる調整率、今は50%、今橋本市が運用している非課税世帯等については最大50%と設定しておりますが、これが30%まで可能になるというまだ案ですが、出ております。段階的にこういうようなことで、低所得者の方々への大きな影響も抑制していくということを駆使しながら、

動向を見ていくと。ただ、確実に言えることは、やはり高齢化は進んでおって、この保険を利用される方も増えてきて、保険給付も増えてきているという事実のもとに、傾向のもとに、どういうふうに制度自体を変えていくかという大きな問題になってこようかと思えます。

○議長（石橋英和君） 2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）なぜこれを言っているかと言いますと、できるだけ次の第6期に介護保険料を上げないためには、どうすればいいかというところで、法律で決まっているからそれどおりにやりますというのだったら、もう確実に値上がりすると思うんです。

それで、そうではなくて、何とか下げられないものか、方法はないものだろうか、考えるかどうかだと思うんです。そのときに、例えば第5期のときなんですけども、埼玉県の美里町というところでは、一般会計から繰り入れをして、保険料の値上げをずっと抑制してきているところもあります。第5期の基準額は、抑制をして4,000円でした。

また、介護保険料引き下げのためには、一般会計繰り入れはできないと、今までずっと答弁されてきていると思うんですけれども、ちょっと古いんで、そこから変わっているかもしれないんですけど、2012年9月14日、第5期のときですね。大阪社会保障推進協議会が、厚生労働省の方からレクチャーを受けていて、そのときの介護保険料引き下げのための一般会計繰り入れを禁じる法令上の規定はないし、罰則もないと、厚生労働省の役人の方からそういう回答を得ているんです。

一つには、介護保険料を下げるのには、一般会計の繰り入れというものもあると思うんですけれども、ただ、高いのを下げようと思うかどうかという、そこから来ると思うんです。何か方法がないかと。それで聞いているんで

すけれども、それと、もともとでいえば、やっぱり国の補助率が低過ぎるといいますか、そこに根本の理由があると思うので、そういうところの改善要求であるとか、いろいろな方法で、介護保険料を引き上げないための努力といえますか、いろんな取り組みをしてもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）現時点の考え方を申しますと、やはり社会保険ということで、全国一律、同じ制度として、法律等に基づいて運用されているものでございます。当然継続性なり安定性なり求められるところであって、基本的な考え方、答弁いたしましたとおり、必要なサービス料を、いけばその2分の1は国・県・市で、それとあとの半分は第1号、第2号の被保険者の方々でご負担いただいで運営していく。基本的には、みんなで助け合っという基本理念に基づいて、全国的に運営されているものでございますので、そういうようなことから、ちょっと一般会計からの、基本的な考え方に反するような繰り入れというのは、現時点、考えておりません。

ただ、うちの標準額がどうなるかというのは、まだちょっと試算中ではございまして、幾らになるかわかりません。ただ、担当者レベルで県内の各市等を聞き合わせしますと、やはりある程度当然上がってくるという傾向にございます。橋本市だけ突出して変に高いというのであれば、ちょっとこれはまたいろいろな議論が出てくるのかなと思うんですが、そこらあたりは、いろいろ答弁した中でも、供給見込み量等の試算、あるいはうちの特殊要因等も加味してということは一応ありますので、そこらあたりは調整して、また策定推進委員会にかけていきたいと考えております。

○議長（石橋英和君） 2番 阪本君。



○2番（阪本久代君）進展がないので、2番に移ります。

先ほどの答弁で、もっと今あるサービスの種類とかが出てくるかなと思っていたんですけど、午前中の樽井議員の質問にもありましたけどワンコインであるとか、また橋本市内でもいろいろな、それをこの総合事業にしないというのは、また先ほどの話ですと、関係者と協議をしてということにはなるんだと思うんですけども、檀上で言いましたように、昨年末の段階では、移行について可能と答えた自治体が17.5%とかなり低かったんですけども、橋本市では、実際に代替するサービスが今現在あるのかどうか。この点について再度お尋ねします。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）代替サービスという考え方、お問い合わせです。

この制度自体は、名称としては新しい介護予防・日常生活支援総合事業ということになってきて、その中で、答弁いたしましたとおり、ガイドラインが示されましたということになっています。

現在利用されているサービスについて、当然必要だと、ニーズもあるということであれば、その事業所をこの新しい制度のもとで事業指定するというのであれば、その事業は当然継続されると。そのときには、その事業者と橋本市とで、当然協議は必要になってきます。したがって、現在のサービスそのまま、事業者との協議で、制度移行後もサービスを実施するという事は、まず制度的に可能です。

次に、ここで言われているのは、そういう事業所のほかに、NPOでありますとか、多様な事業者の参加を募るなり、新しい多様なサービス、例えば今お話がありました生活支援サービスの中でワンコインサービスとか、

そういうようなことは、今後新たな事業の発生ということでございます。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）わかりました。そうしましたら、国のほうは要支援の方の訪問介護と通所介護について、平成29年4月からは、全市町村で新たな介護予防・日常生活支援総合事業に変えていくと法律で決めたわけですけども、29年4月に全部移行したとしても、認定の仕方とかそういうことについては、一切変わらないということでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）認定というのは、介護認定のお話かと思うんですが、実はそこらあたりがまだ明確に示されておりません。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）いつごろ示されるんですかと聞いても、わかりませんか。この法律が正式に決まったのは、今年6月18日ですけども、そこまでからいろいろ国会では審議されていて、その中で、実際私が経験したことなんですけれども、今年に入って、父と母の介護申請を出したんです。母親と一緒に来て。普通に歩いて、普通に話もできて母と一緒にだったので、そのときに窓口で、今申請するのはどうでしょうかねみたいな感じで言われたんです。申請はちゃんとできて、受け取ってはもらったんですけどね。まだ基準はわからないとしても、申請する本人の方が介護認定を受けたいと思ったときに、新しい制度になったために、窓口で申請をとめられるようなことにはならないかなと心配するんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）実は、今おっしゃられているのは、例えば介護給付、介護予防給付、これは要支援の介護予防給付の関

係が地域支援事業に移行するという話で、この地域支援事業が、今言うてる新しい介護予防・日常生活支援総合事業ということに移行していくということになります。

実際、当然我々が持っているペーパー上、示されているペーパー上では、要支援1から2、あるいはそれ以外の者と書かれているペーパーがございます。ただ、問題になるのは、介護認定の具体的な事務処理方法等が、この事業のボリュームが非常に大きくなったときに、枠ができたりしないかなど。そこらあたりは、今のところちょっと不透明なところはあるんです。

この移行自体は、27年、28年は各市町村のまだ選択の余地があるという猶予期間があって、実際動いていくのは、それまでに移行しなさいというリミットが29年4月と示されています。近々国から示されてくるとは思いますが、ちょっと今のところ、手元に持っている資料にはないということでございます。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）そうしましたら、まだ具体的なところがいろいろ知らされてないということで、これからいろいろ検討しながら、策定推進委員会のほうでも決めていかれるとは思いますが、要支援の方が利用するとき、いろいろなサービスができてくるんだと思うんですけれども、そのときに、本人の希望がちゃんと尊重されるようにしていただきたいということと、またさっきも言いましたけれども、要介護認定の申請がどうかかわらないけれども、申請権も侵害されないようにということと、またいろいろな総合事業ができてくるわけですけれども、それについても市が責任を持って整備をしていくことと、先ほど押しつけないとおっしゃったんですけれども、住民が主体で今やっている活動をサービス削減の手段にしないという

ことを求めたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）実は、まだこのガイドラインが示されているという段階で、実際どういうふうな新しい事業を組み立てていって、どういうふうな運用をして、あるいは事業者との協議の中で、その事業の供給ルール等々、これから詰めながら、事業をつくり上げていく部分がございます。これについては、議員の質問の中でもあったとおり、各地域の力が試されるといいますか、あるいはいろいろ格差が出るんじゃないかという懸念も一部にあるというのも聞いております。

そういうようなことで、まだちょっと詰め切れていない部分がございます。したがって、その運用についても、いま一つ見えていない。

ただ誤解のないように、大きな枠組みの要支援1、要支援2についてはもう明記されておりますが、実際の認定の部分はちょっと変わるかもしれないという、事務レベルという細かいところは変わるかもしれないという部分でございますので、大きな枠組みは変わっておりません。当然現時点でも、こういう介護給付につきましては、いわゆる認定あるいは相談を受けてからケアマネージャーがケアプランを立てて云々の手順がございます。そのときのご本人のご希望を聞いてという手続きは、そのまま生かしていけると思います。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）最初の答弁で、現在のサービスを低下させない、利用者の負担を増やさない、それはもうもちろんのことであるとお答えはいただいておりますので、ぜひその方向でよろしくお願いします。

終わります。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君の一般質問は終わりました。

---

○議長（石橋英和君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会し、明9月10日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。

（午後4時19分 延会）